

令和4年度

常総市財政健全化及び
経営健全化審査意見書

常総市監査委員

目 次

財政健全化審査意見書

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の概要	1
第4	審査の結果	1
1	健全化判断比率	1
2	審査意見	2
(1)	実質赤字比率	2
(2)	連結実質赤字比率	2
(3)	実質公債費比率	3
(4)	将来負担比率	3
3	是正改善を要する事項	4

経営健全化審査意見書

第1	審査の対象	5
第2	審査の期間	5
第3	審査の概要	5
第4	審査の結果	5
1	資金不足比率	5
2	審査意見	6
(1)	水道事業会計	6
(2)	下水道事業会計	6
3	是正改善を要する事項	7

令和5年8月10日

常総市長 神 達 岳 志 殿

常総市監査委員 松 野 浩 之

常総市監査委員 小 林 剛

令和4年度常総市財政健全化及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、審査に付された令和4年度常総市財政健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、次のとおり意見書を提出する。

令和4年度常総市財政健全化審査意見書

第1 審査の対象

令和4年度常総市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに常総市水道事業会計決算及び常総市下水道事業会計決算における健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

第2 審査の期間

令和5年7月20日から令和5年8月9日まで

第3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

1 健全化判断比率

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

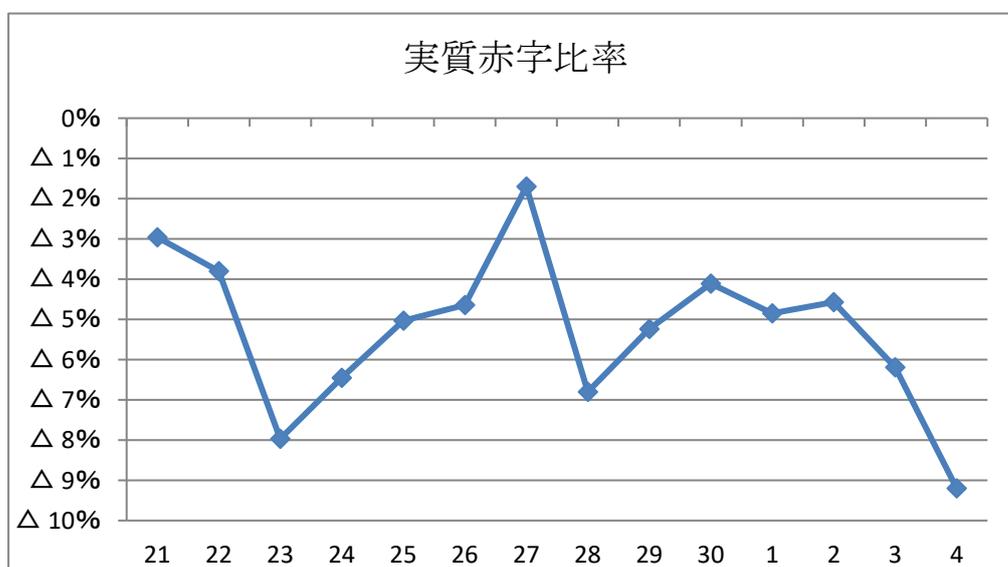
区 分	令和4年度 健全化判断比率	令和3年度 健全化判断比率	早期健全化基準
(1) 実質赤字比率	—	—	12.72
(2) 連結実質赤字比率	—	—	17.72
(3) 実質公債費比率	8.2	9.2	25.0
(4) 将来負担比率	52.5	58.9	350.0

(注) 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」を記載した。

2 審査意見

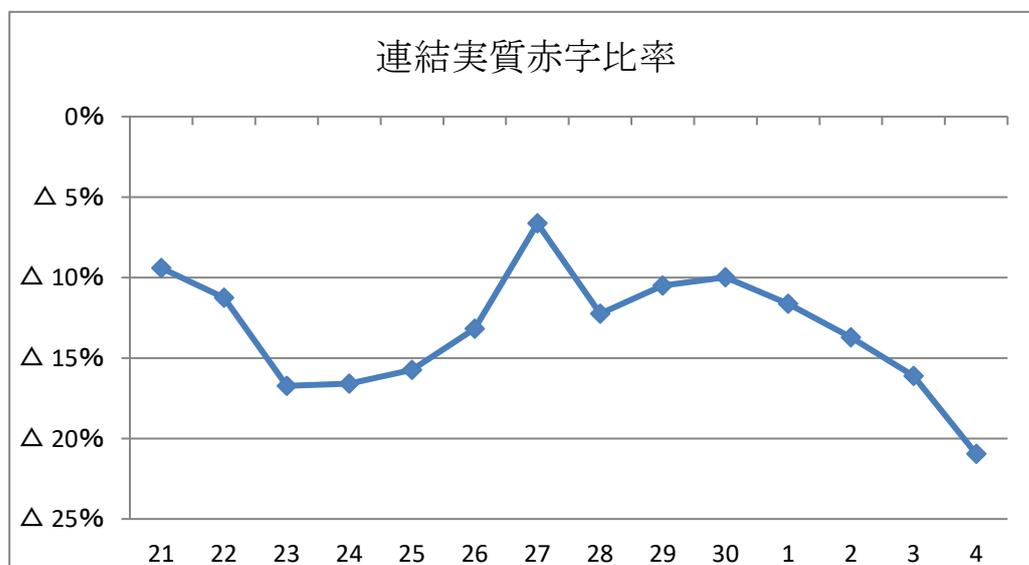
(1) 実質赤字比率

令和4年度の一般会計等の実質収支額は1,460,321千円の黒字で、実質赤字比率は△9.20%（△は、黒字を意味している。以下同じ）となっており、良好な状態にあると認められた。



(2) 連結実質赤字比率

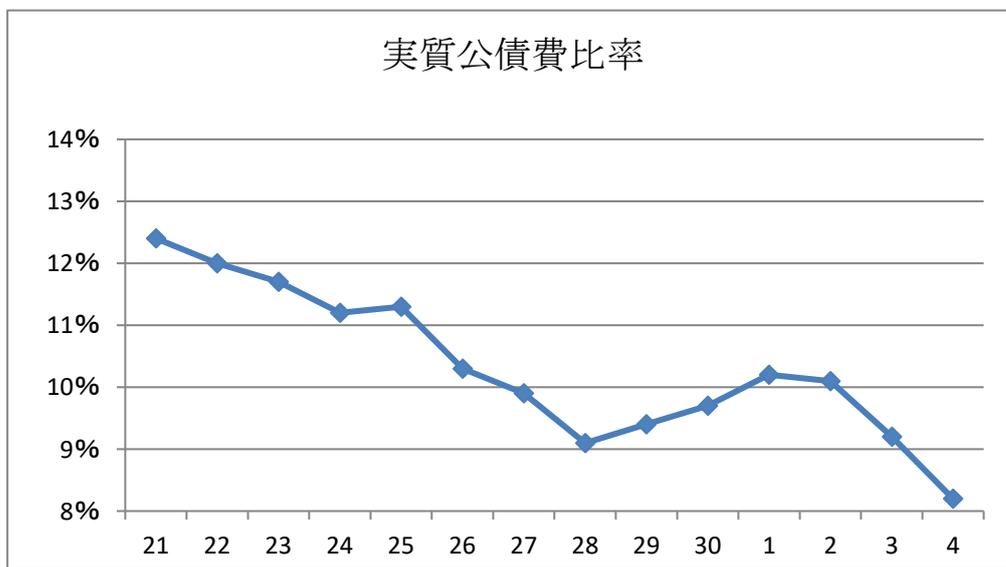
令和4年度の一般会計等とそれ以外の特別会計及び公営企業会計の実質収支額は3,325,141千円の黒字で、連結実質赤字比率は△20.96%となっており、良好な状態にあると認められた。



(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は8.2%（令和2年度から令和4年度までの3箇年の平均比率）であり、早期健全化基準の25.0%を下回る水準となっている。

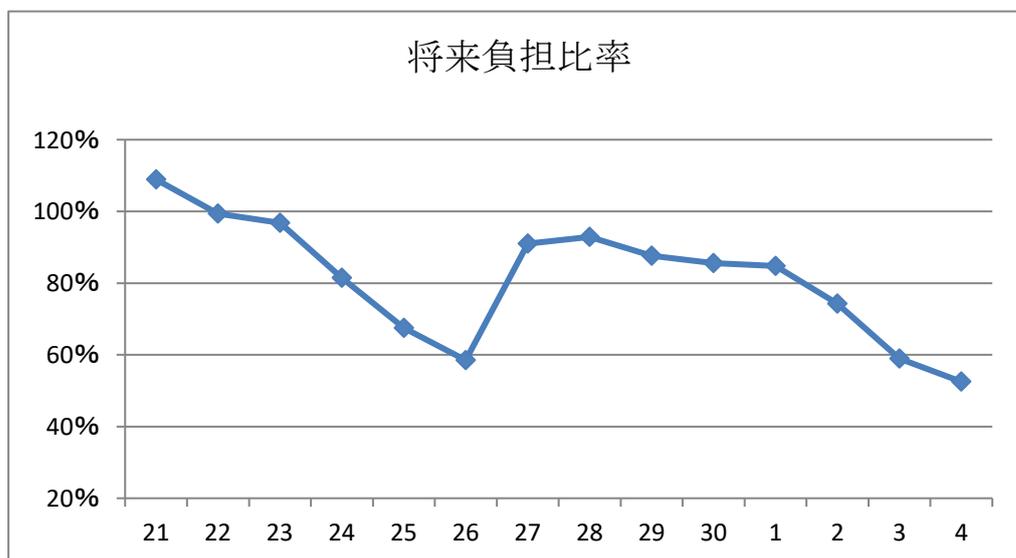
前年度の9.2%（令和元年度から令和3年度までの3箇年の平均比率）から1.0ポイント減少した要因は、分母である標準財政規模は、減少したものの分子のうち公営企業における地方債償還財源に充てた一般会計からの繰入金金の減少分があげられる。



(4) 将来負担比率

将来負担比率は52.5%であり、早期健全化基準の350.0%を下回る水準となっている。

前年度の58.9%から6.4ポイント減少した主な要因は、臨時財政対策債や合併特例債の発行額が抑制されたことによる地方債現在高の減少や財政調整基金などの積み立てによる充当可能基金の増加などがあげられる。



3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はないが、しかし、常総市の財政を取り巻く環境は、依然厳しい状態にあるので、今後とも、健全化判断比率における現在の状況を保つためにも、これらの健全化判断基準には表れない経常収支比率の数値等も十分考慮したうえで、健全な財政運営、財政構造の弾力性の向上に努められたい。

【参考】 健全化判断比率の算定式

○実質赤字比率

一般会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものの。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものの。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを財政規模に対する割合で表したものの。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金+純元利償還金) -} \\ \text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \\ \text{(3か年平均)} \end{array}}$$

○将来負担比率

借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、財政規模に対する割合で表したものの。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 - 充当可能財源等 (※)}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模 -} \\ \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

※ 充当可能財源等

= 充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高に係る基準財政需要額算入額

令和4年度常総市経営健全化審査意見書

第1 審査の対象

令和4年度常総市水道事業会計，常総市下水道事業会計の歳入歳出決算における資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

第2 審査の期間

令和5年7月20日から令和5年8月9日まで

第3 審査の概要

この経営健全化審査は，市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

1 資金不足比率

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は，いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

区 分	令和4年度 資金不足比率	令和3年度 資金不足比率	経営健全化基準
(1) 水 道 事 業 会 計	—	—	20.00
(2) 下 水 道 事 業 会 計	—	—	20.00

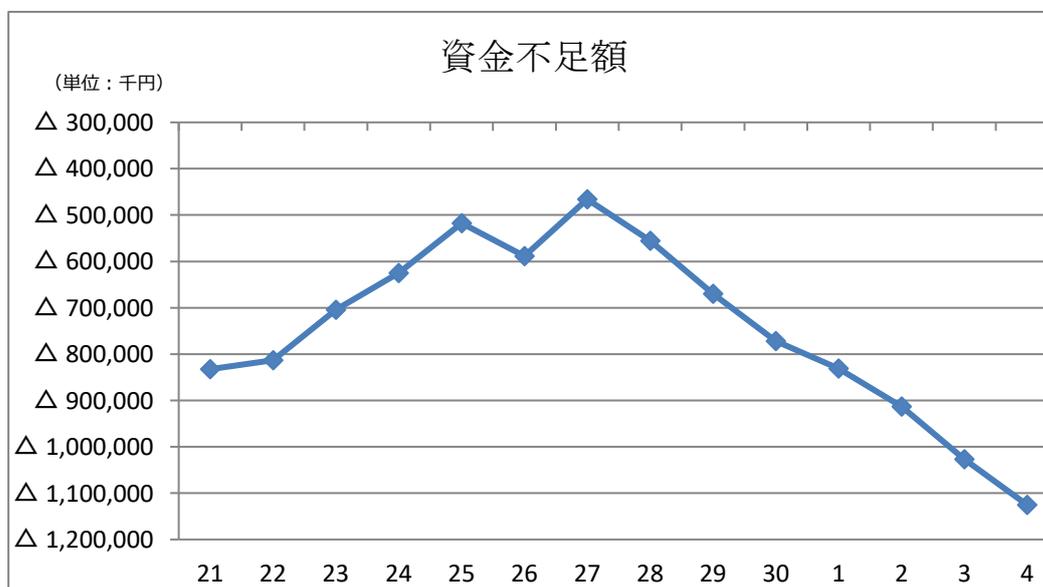
(注) 資金不足額がないため，「—」を記載した。

2 審査意見

(1) 水道事業会計

令和4年度において、損益計算書では55,652千円の純利益を計上している。

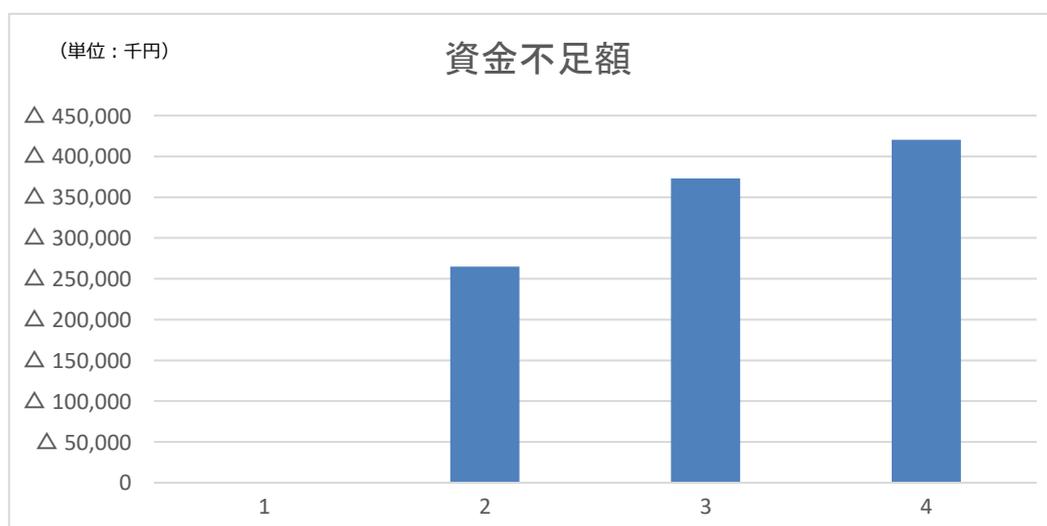
資金不足額はなく、資金剰余額は1,125,362千円で、良好な状態であると認められた。



(2) 下水道事業会計

令和4年度において、損益計算書では52,202千円の純利益を計上している。

資金不足額はなく、資金剰余額は420,400千円で、良好な状態であると認められた。



3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はないが、決算当初には表れない繰入金等を含まない純決算収支額の数値を十分考慮したうえで、経営の健全化に努められたい。